

---

プロジェクト	実務対応 取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱いについて
項目	第 134 回実務対応専門委員会及び第 440 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 134 回実務対応専門委員会(2020年8月24日開催)及び第 440 回企業会計基準委員会(2020年8月28日開催)で議論された、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計処理の事務局の分析について聞かれた意見をまとめたものである。

## II. 分析について聞かれた意見

### 実務対応報告の文案について

#### 第 134 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

2. 権利確定条件を定義しており、当該定義と同様の内容を表す記載は権利確定条件という記載で統一したほうがよいのではないか。
3. 事前交付型において決算日時点で対象勤務期間は開始しているが割当日が到来していない場合、報酬費用の計上の相手勘定は何の科目に計上することになるのか。
4. 新設される純資産の部の項目について、追加情報として、科目の内容や性質を開示することが考えられるといった記載を行うことはできないか。
5. 本実務対応報告の対象とならない現物出資構成の取引が行われている場合、取引に関する注記や本実務対応報告との会計処理の違いを追加情報として開示することが考えられるといった記載を行うことはできないか。
6. 今後も現物出資構成の取引が行われることになると考えられるが、資本金等の取扱いが明確でないと指摘されていると記載することによって、問題が含まれるというようにも読めるため、このような記載を残して良いかについて検討して頂きたい。
7. 実務で行われている会計処理に影響を与えることを意図したものではないとされているが、会計処理だけでなく、当該取引の開示にも影響を与えることを意図したものではないことを記載してはどうか。

8. 付与日について契約条件に実質的に合意した日とする場合、本実務対応報告を適用する企業において、実質的に合意した日をどのように判断することを想定しているのか。
9. これまでの実務において負債として計上している事例に関して、処理を変更する必要があるか否かについて、適用範囲等で対象とならない取引についての取扱いを包括的に記載することで対応することが考えられるのではないか。
10. 株主資本等計算書における注記では新株予約権に関する事項を注記することとされているが、当該注記と同様に、新設される純資産の部の項目に関する事項を注記する必要はないのか。

#### **第 440 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

11. 公正な評価額について、時価の算定に関する会計基準における「時価」とは異なるものであるということを本文に記載したほうがよいのではないか。
12. 公正な評価額の定義において種類株式に関する記載をする場合は、種類株式に市場価格がある可能性を考慮した記載とすべきではないか。
13. 事後交付型において、権利確定までの配当請求権が無いことなどによる調整が行われることが想定されているのであれば、公正な評価額の算定において、契約条件等を考慮する点が明確になるような記載とした方がよいのではないか。また、設例においても、市場価格からの調整が行われていることが明確になるようにした方がよいのではないか。
14. 契約における対象勤務期間が取締役等の任期を超える場合について、実務上も論点になるものと思われるが、「留意する必要がある」といった記載は強い表現であり、見直す必要があるのではないか。
15. 対象勤務期間が取締役等の任期を超えるようなケースが実務において存在するのかを確認したほうがよいのではないか。

#### **貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の改正案について**

##### **第 440 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

16. 新設される純資産の部の項目と新株予約権について、科目を分けているということは、性格の違う面もあるということになるか。性質が同じなのであれば、「新株予約権等」というふうの一つにまとめることも考えられるのではないか。

**貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針の改正案について**

第134回実務対応専門委員会で聞かれた意見

17. 「在外子会社において株式引受権が計上されることはない」とされており、在外子会社で同様の取引を行った場合にも当該科目に含まれないような表現となっているが、そのような意図がないのであれば、記載を見直す必要があるのではないかと。

**「コメントの募集及び公開草案の概要」について**

第134回実務対応専門委員会で聞かれた意見

18. 会社法の定めによるものや、法務省令が定まらないと決まらないものに関しては、その旨を記載していただきたい。
19. 四半期財務諸表における取扱いを本実務対応報告に記載するかどうかについては、法務省令が公表された後に検討を行うという理解でよいか。

以 上